

答申第7号

昭和59年7月7日

神奈川県知事 長洲 一二 殿

神奈川県公文書公開審査会
会 長 原 寿 雄

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

昭和59年2月4日付けで諮問された第70回都市計画地方審議会議事録一部
非公開の件（諮問第8号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

第70回神奈川県都市計画地方審議会議事録の出席委員名簿は、公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、第70回神奈川県都市計画地方審議会議事録(以下「本件議事録」という。)の出席委員名簿(以下「本件出席委員名簿」という。)を神奈川県知事が昭和58年11月11日付けで非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、神奈川県知事が「公開することにより神奈川県都市計画地方審議会の審議に著しい支障が生ずるおそれがあるとして当該審議会において非公開と決定されたため」神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例(以下「条例」という。)第5条第1項第4号に該当するとした非公開の決定は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 本件議事録の内容となっている議案は、神奈川県都市計画地方審議会(以下「都市計画審議会」という。)の第70回会議において可決され、神奈川県知事の決定を受けたものである。したがって、本件議案についての審議は既に終了しており、審議に著しい支障が生ずるおそれはない。

イ 条例第5条第1項第4号は、「公開することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」としており、他の議案の審議に著しい支障が生ずるおそれがあることを理由に非公開処分を行うことはできない。

ウ 本件出席委員名簿と同様の内容である都市計画審議会委員名簿は、条例に基づく公開請求によって、以前、公開されたことがある。本件出席委員名簿を非公開としたことは、このことに比べ均衡を失っている。

エ 都市計画審議会が、出席委員の氏名を非公開と決定したことは、本件拒否処分の理由にすることはできない。公開請求のあつた公文書を非公開にできるのは、条例第5条第1項各号に該当する場合に限られる。

オ 都市計画審議会の委員は、主権者である住民にその職務を委託されたものである。したがつて、都市計画審議会における委員の発言は公的なものであり、自らその責務を果たしていることを立証するためにも、これを住民に対して明らかにしなければならない。

3 実施機関の職員（都市部都市計画課長）の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、本件出席委員名簿を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 都市計画審議会は、神奈川県知事からの諮問に応じ都市計画を審議する場であり、長期的視野に立つて総合的・計画的な街づくりを進めるために都市計画審議会を構成する各委員により自由かつ率直な意見交換がなされ、もろもろの利害関係の調整が図られ、公平、公正かつ専門的な立場から、都市計画について十分論議されることが期待されている。

しかしながら、極めて大きな利害関係を有する都市計画の性格上、個々の会議における出席委員の氏名を明らかにした場合、その氏名と議事の内容とを照らし合わせることにより、特定の委員が、発言をしたか否か、どのような発言をしたかが推測され、委員個人の発言の有無、発言の内容等について、利害関係者等から批判を受けることもある。その結果、将来にわたり都市計画審議会の会議の場における各委員の自由かつ率直な意見交換が阻害され、合議体としての意思形成の上において極めて大きな影響を及ぼすおそれがある。

(2) 都市計画審議会は、その運営規則において会議を非公開とするとともに、議事録についても出席委員の氏名その他都市計画審議会の運営上著しく支障となる事項については非公開と決め、運営されているところである。

(3) 都市計画審議会の審議は、常に継続的に同一委員によって行われるため、本件出席委員名簿を公開することにより、今後の運営という面も含めて、

都市計画審議会の審議に著しい支障を生ずるおそれがある。

4 審査会の判断理由

当審査会は、都市計画審議会が議事録を原則的に公開する考え方をとっていること、本件議事録についても、その趣旨に従い、議事のでん末の部分は審議に著しい支障を生ずるおそれはないとして公開していること及び都市計画審議会の構成委員全員の名簿は公開されていることを前提に、本件出席委員名簿を非公開とした理由について、条例第5条第1項第4号に照らして、次のとおり検討した。

(1) 特定の委員の発言内容等が推測され、利害関係者等から批判を受け、自由かつ率直な意見交換が阻害される等という理由について一般に、発言内容が記録されていて、その発言者の氏名が記載されていない議事録が公開されている場合、発言者の氏名を推測することは、たとえ出席委員の名簿が公開されていなくとも、構成委員全員の名簿が公開されていれば、可能になると考えられる。

また、利害関係者等が個々の委員を批判しようとする場合、それは、出席委員の名簿の公開・非公開にかかわらず、構成委員全員の名簿が公開されていれば、可能であると思われる。

さらに、自由かつ率直な意見交換が阻害される場合があるとすれば、それは、一般に、発言内容が発言者の氏名と併せて公開されたときに考えられ得ることである。

本件では、都市計画審議会の構成委員全員の名簿は公開されており、また、本件出席委員名簿は発言者の氏名及び発言内容とは直接結びつかない情報である。

これらのことを考え合わせれば、本件出席委員名簿を公開すると、特定の委員の発言内容等が推測され、利害関係者等から批判を受け、自由かつ率直な意見交換が阻害される等という理由は、十分に納得し得るものではない。

(2) 都市計画審議会は出席委員の氏名を非公開と決定しているという理由について

附属機関としての審議会は、合議体として自律的に運営し得るものである。都市計画審議会においても、会議の運営について運営規則を定めるとともに、議事録については原則的に公開とし、出席委員の氏名等については運営上著しく支障となる事項として非公開としている。

当審査会は、このことを十分理解するが、本件出席委員名簿を非公開とするには、その理由を条例第5条第1項第4号に照らして具体的に明らかにする必要があると考える。

そこで、本件出席委員名簿を非公開とした理由について審議した結果、前記(1)に述べたとおり、本件出席委員名簿は条例第5条第1項第4号に該当しない情報であると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
昭和 59. 2. 4 (第 15 回 審 査 会)	○ 諮 問 ○ 審 議
59. 2. 7	○ 実 施 機 関 の 職 員 (都 市 部 都 市 計 画 課 長) に 非 公 開 理 由 説 明 書 の 提 出 要 求
59. 2. 23	○ 非 公 開 理 由 説 明 書 の 受 理
59. 2. 28	○ 異 議 申 立 人 に 非 公 開 理 由 説 明 書 を 送 付
59. 3. 17	○ 異 議 申 立 人 から 非 公 開 理 由 説 明 書 に 対 す る 意 見 書 の 受 理
59. 3. 31 (第 17 回 審 査 会)	○ 異 議 申 立 人 から 意 見 の 聴 取 ○ 実 施 機 関 の 職 員 (都 市 部 都 市 計 画 課 課 長 代 理 ほ か) から 非 公 開 理 由 説 明 の 聴 取 ○ 審 議
59. 4. 7 (第 18 回 審 査 会)	○ 審 議
59. 5. 19 (第 19 回 審 査 会)	○ 審 議
59. 6. 16 (第 20 回 審 査 会)	○ 審 議
59. 7. 7 (第 21 回 審 査 会)	○ 審 議

神奈川県公文書公開審査会委員名簿

(昭和 58. 4. 1 委嘱)

氏 名	現 職	備 考
黒羽 亮一	日本経済新聞社論説委員	
原 寿雄	共同通信社常務理事	会 長
堀部 政男	一 橋 大 学 教 授	会長職務代理者
若杉 明	横浜国立大学教授	
渡辺 保男	国際基督教大学学長	

(昭和 59. 7. 7 現在) (五十音順)